

第 11 号

個人情報の保護に関する法律の一部改正等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

個人情報の保護に関する法律の一部改正等に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定することとする。

令和4年12月2日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

個人情報の保護に関する法律の一部改正等に伴う関係条例の整備に関する条例  
(熊本県情報公開条例の一部改正)

第1条 熊本県情報公開条例(平成12年熊本県条例第65号)の一部を次のように改正する。

第7条第2号の次に次の1号を加える。

(2)の2 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報(同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。)又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項に規定する個人識別符号

第9条中「第7条第1号」の次に「及び第2号の2」を加える。

(熊本県行政文書等の管理に関する条例の一部改正)

第2条 熊本県行政文書等の管理に関する条例(平成23年熊本県条例第11号)の一部を次のように改正する。

第14条第3項中「個人情報(」の次に「生存する」を、「情報と」の次に「容易に」を加える。

第15条第1項第1号イ中「掲げる情報」の次に「又は同条第2号の2に掲げる情報(同号に規定する行政機関等匿名加工情報以外の情報にあつては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第60条第1項に規定する保有個人情報に該当するものに限る。)」を加える。

第16条中「、同号イに掲げる情報」の次に「(情報公開条例第7条第2号の2に規定する行政機関等匿名加工情報を除く。)」を、「個人情報」の次に「(個人情報の保護に関する法律第60条第1項に規定する保有個人情報に該当するものを除く。)」を加える。

(熊本県行政不服審査会条例の一部改正)

第3条 熊本県行政不服審査会条例(平成27年熊本県条例第60号)の一部を次のよう

に改正する。

第2条中「事項」の次に「（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条第3項において準用する同条第1項に規定する審査請求に係るものを除く。）」を加える。

（熊本県情報公開・個人情報保護審議会条例の一部改正）

第4条 熊本県情報公開・個人情報保護審議会条例（平成31年熊本県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（設置）

第2条 次条各号に掲げる事務を行うため、知事の附属機関として、熊本県情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項に規定する同法の規定によりその権限に属させられた事項（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条第3項において準用する同条第1項に規定する審査請求に係るものに限る。）を処理するための機関とする。

第2条の次に次の1条を加える。

（所掌事務）

第2条の2 審議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号）第19条第1項の規定による諮問に応じ、調査審議し、答申すること。
- (2) 個人情報の保護に関する法律第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ、調査審議し、答申すること。
- (3) 熊本県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和4年熊本県条例第号）第45条第1項の規定による諮問に応じ、調査審議し、答申すること。
- (4) 熊本県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年熊本県条例第号）第10条の規定又は熊本県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第50条の規定による諮問に応じ、調査審議し、答申すること。
- (5) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第28条第1項の規定に基づき定められた特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項の規定により、特定個人情報ファイル（同法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）の取扱いについて調査審議し、意見を述べること。
- (6) 情報公開に関する重要事項を調査審議し、意見を述べること。
- (7) 前各号に掲げる事務のほか、個人情報の保護に関して審議会が必要であると認

める事項について、調査審議し、意見を述べること。

第3条中「前条第1号及び第3号」を「前条第1号から第3号まで」に改める。

第7条第1項中「第2条第4号」を「第2条の2第5号」に改める。

第9条第1項中「第2条第1号」を「第2条の2第1号から第3号まで」に改め、「規定する諮問実施機関」の次に「、個人情報の保護に関する法律第105条第3項において準用する同条第1項の規定により諮問をした実施機関及び熊本県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第45条第1項の規定により諮問をした議会」を加え、「同条例」を「熊本県情報公開条例」に改め、「第3項において同じ。）」の次に「又は保有個人情報（個人情報の保護に関する法律第60条第1項及び熊本県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第2条第4項に規定する保有個人情報をいう。次項及び第3項において同じ。）」を加え、同条第2項中「行政文書」の次に「又は保有個人情報」を加え、同条第3項中「第2条第1号」を「第2条の2第1号から第3号まで」に改め、「情報」の次に「又は保有個人情報に含まれている情報」を加え、同条第4項中「審査請求に係る」を「第2条の2第1号又は第3号に掲げる事務に係る」に改め、「（平成26年法律第68号）」を削り、「諮問実施機関（」の次に「個人情報の保護に関する法律第105条第3項において準用する同条第1項の規定により諮問をした実施機関を除く。」を加え、同条第5項を削る。

第10条第1項中「審議会は、」の次に「第2条の2第1号又は第3号に掲げる事務に係る事件に関し、」を加える。

第11条中「審査請求人等は、」の次に「第2条の2第1号又は第3号に掲げる事務に係る事件に関し、」を加える。

第12条中「（同条第5項において準用する場合を含む。）」を削る。

第13条第1項中「審査請求人等は、」の次に「第2条の2第1号又は第3号に掲げる事務に係る事件に関し、」を加え、「（これらの規定を同条第5項において準用する場合を含む。）」を削る。

第14条中「第2条第1号又は第3号」を「第2条の2第1号から第3号まで」に改める。

第15条中「第2条第1号」を「第2条の2第1号」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前にされた熊本県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年熊本県条例第 号）附則第2項の規定による廃止前の熊本県個人情報保護条例（平成12年熊本県条例第66号）第14条第1項若しくは第2項（同条例第23条第2項及び第25条の4第2項において準用する場合を含む。）、第23条第1項又は第25条

の4第1項の規定による請求に係る改正前の熊本県情報公開・個人情報保護審議会条例の規定の適用については、なお従前の例による。

(提案理由)

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の一部改正等に伴い適切な措置を講ずるため、関係条例の規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。